

# 福祉職場におけるパワーハラスメント対策研修

## 《パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりをめざす》 開催要項

### 1 目 的

「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書（平成28年度・厚生労働省）」によると、およそ3人に1人が「過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがある」と回答しており、職場のパワーハラスメントが社会的な問題として顕在化しています。

このような中、「働き方改革」の一環として労働施策総合推進法が改正され、令和2年6月1日（法人や企業の規模によっては令和4年4月1日）からパワーハラスメントを防止するため、研修や相談窓口の設置といった「防止措置」が法律で義務付けられました。

については、県内福祉施設等が法改正の概要や、職場におけるパワーハラスメントへの具体的な実務対応のポイントを学ぶことを目的に開催します。

2 主 催 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（社会福祉施設経営相談室）

3 期 日 令和3年1月25日（月）14:00～15:30

4 実施方法 ZOOM（テレビ・Web会議）ツールを使用し、各参加者にはリモートで受講して頂きます。  
（ZOOMを使用出来るインターネット環境がある通信機器を用意願います。）

5 場 所 各受講者が従事する事業所等（受講開始までにPC等の前に着席願います。）

6 対 象 者 社会福祉法人の役員、施設長等  
参加人員等（接続PC等の台数を90台に制限しています）

### 7 内 容

時 間	内 容
13:30～14:00	ミーティングルーム入室（通信確認）
13:55～14:00	受講にあたってのお願い
14:00	開 講
	講師：吉川 忠博（吉川労務管理事務所）
	テーマ：パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりをめざす
14:00～15:30	講 義 1 福祉職場におけるパワーハラスメントの定義（労働施策総合推進法第30号の2） 2 労働施策総合推進法改正によるパワーハラスメント「防止措置」の概要 3 パワーハラスメントの具体例と施設運営への影響 4 福祉職場におけるパワーハラスメントへの具体的な実務対応ポイント
	質疑応答等

8 受 講 料 無料

## 9 受講申込・受講決定

福井県社会福祉協議会ホームページよりお申込みください。 <https://www.f-shakyo.or.jp>

【HOME▶社会福祉施設経営相談▶社会福祉施設経営相談室とは■施設経営に関するセミナーの開催の第5回「職場におけるパワーハラスメント対策」の申込フォームよりお申し込みください】

受講決定の場合、申込書に記載されたメールアドレス宛に ZOOM「招待用 URL」「ミーティング ID」「パスワード」を案内します。なお、定員超過等で受講不可の場合は、電話等にて直接ご連絡します。

《申込締切日》 令和3年1月8日（金）

## 10 個人情報の取扱い

「受講申込書」に記載された情報は、本会の個人情報保護に関する基本方針および個人情報保護規程に基づき適正に取扱い、研修の運営・管理の目的に限って使用します。

## 11 申込み・問合せ先

社会福祉法人福井県社会福祉協議会 地域福祉課 経営支援グループ（担当：毛利・塚本）

〒910-8516 福井市光陽 2-3-22

TEL：0776-24-2347 / FAX：0776-24-8942 / Eメール：shisetsu@f-shakyo.or.jp